

B型肝炎予防接種について

対象者：生後すぐ～1歳の誕生日の1日前まで

この説明文書をお読みになり、「B型肝炎予防接種申込書兼予診票」にご記入のうえ、医師の診察を受けてください。

B型肝炎について

(1) 病気の説明

B型肝炎（HB）ウイルスの感染を受けると、急性肝炎となりそのまま回復する場合もあれば、慢性肝炎となる場合もあります。一部劇症肝炎といって、激しい症状から死に至ることもあります。また、症状としては明らかにならないままウイルスが肝臓内部に潜み、年月を経て慢性肝炎・肝硬変・肝がんなどになることがあります。ことに年齢が小さいほど、急性肝炎の症状は軽いかあるいは症状はあまりはっきりしない一方、ウイルスがそのまま潜んでしまう持続感染の形をとりやすいことが知られています。感染は、HBウイルス陽性の母親から生まれた新生児、HBウイルス陽性の血液に直接接触したような場合、HBウイルス陽性者との性的接触などで生じます。

(2) B型肝炎ワクチンについて

B型肝炎ワクチンによる予防は、ことに小児の場合は肝炎の予防というより持続感染を防ぎ、将来発生するかもしれない慢性肝炎・肝硬変・肝がんを防ごうとすることが最大の目的です。現在、国内では2種類のワクチン（ビームゲン：国産、ヘプタバックスⅡ：海外産）が供給されています。

予防接種の副反応について

これまでの成績では接種を受けた者の10%前後に倦怠感、頭痛、局所の腫脹、発赤、疼痛等が見られたと報告されていますが、新生児・乳児についても問題はなく行われています。平成25年4月1日～平成29年6月30日までに医療機関から重篤として報告された例の発生頻度は、10万接種当たり0.6となっています。（「予防接種と子どもの健康 2018年度版」より）

接種スケジュール

【接種間隔および回数】

初回接種：2回接種。（標準的には生後2か月以上から9か月の1日前までの期間に、27日以上の間隔を置いて2回接種を行う）

追加接種：1回接種。

標準的には第1回目の接種終了から139日以上の間隔をおいて1回接種。

【その他】HBs抗原陽性の妊婦から生まれた乳児として、健康保険によりB型肝炎ワクチンの投与（抗HBs人免疫グロブリンを併用）の全部又は一部を受けた者については定期の予防接種の対象者から除く。

予防接種を受けることができない人

- ①明らかに発熱している人（37.5℃をこえる場合）
- ②重い急性疾患にかかっている人
- ③生ワクチンの予防接種をして27日以上経っていない人
- ④不活化ワクチンの予防接種をして6日以上経っていない人
- ⑤このワクチンの成分によってアナフィラキシー（通常接種後30分以内に出現する呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと）を起こしたことがある人
- ⑥その他、かかりつけの医師に予防接種を受けないほうがよいといわれた人

＜疾病罹患後の接種間隔について＞

麻疹に関しては治癒後4週間程度、その他（風しん、水痘およびおたふくかぜ等）の疾病については治癒後2～4週間程度の間隔をおいて接種します。その他のウイルス性疾患（突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等）に関しては、治癒後1～2週間の間隔をおいて接種します。しかし、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、決定します。また、これらの疾患の患者と接触し、潜伏期間内にあることが明らか場合には、患児の状況を考慮して接種を決定します。

接種前に医師とよく相談しなければならない人

- ① 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発しんなどのアレルギーを疑う症状のみられた人
- ③ 過去にけいれん（ひきつけ）をおこしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている人および近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人

ワクチン接種後の注意

- ①接種後約30分は医療機関で様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。
 - ②接種後に高熱やけいれんなどの異常が出現した場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
 - ③接種後1週間は、副反応の出現に注意しましょう。また、接種後、腫れが目立つときや機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
 - ④当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすることはやめましょう。
 - ⑤接種当日は、はげしい運動はさけましょう。
 - ⑥接種後6日間は、他の予防接種は受けられません。
- * 予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、市へ連絡をしてください。

予防接種健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく給付を受けることができます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、下記の住所地の担当課までご相談ください

＜お問い合わせ先＞

草津市役所健康増進課
守山市すこやか生活課

☎077-561-2323
☎077-581-0201

栗東市健康増進課 ☎077-554-6100
野洲市健康推進課 ☎077-588-1788